

# 次の感染拡大に向けた 安心確保のための取組の全体像（概要抜粋）

## 基本的考え方

- ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとともに、最悪の事態を想定して、次の感染拡大に備える。
- 今夏のピーク時における急速な感染拡大に学び、今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。
- こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。  
今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。
- 例えば感染力が3倍となり、医療がひっ迫するなど、それ以上の感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的措置を講ずる。

# 1 医療提供体制の強化

項目	内容
1 病床の確保、臨時の医療施設の整備	<u>入院を必要とする者が、まずは迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院に繋げる体制を11月末までに整備</u>
2 自宅・宿泊療養者への対応	<u>全ての自宅・宿泊療養者に、陽性判明当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保</u>
3 医療人材の確保等	<u>感染拡大時に臨時の医療施設等が円滑に稼働できるよう、医療人材の確保・配置調整を担う体制を構築</u>
4 ITを活用した稼働状況の徹底的な「見える化」	<u>医療体制の稼働状況をG-MISやレセプトデータなどを活用して徹底的に「見える化」</u>
5 さらなる感染拡大時への対応	<ul style="list-style-type: none"><li><u>今後、地域によって仮に感染力が2倍を超える水準になり、医療のひっ迫が見込まれる場合、国民に更なる行動制限を求めるとともに、国の責任において、コロナ以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための追加的な措置を講ずる。</u></li><li><u>感染力が2倍を超え、例えば、更なる医療のひっ迫が見込まれる場合、大都市のように感染拡大のリスクが高く病床や医療人材が人口比で見ても少ない地域等について、当該地域以外の医療機関に、コロナ以外の通常医療の制限措置を行い、医療人材派遣等を行うよう、国が要求・要請。こうした措置が速やかに解除されるよう、国民には更なる行動制限を求める。</u></li></ul>

## 2 ワクチン接種の促進

- 11月中に希望する方への2回のワクチン接種を概ね完了見込み
- 12月から追加接種を開始。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が受けられるよう体制を確保

## 3 治療薬の確保

- 経口薬は治療へのアクセスを向上・重症化予防により、国民が安心して暮らせるようになるための切り札
- 年内の実用化を目指すとともに、必要量を確保

## 4 国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

- 感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう、行動制限の緩和の取組を進めていく。

・誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大・環境整備

・感染状況を評価する新たな基準の考え方

・今後のさらなる対応

・電子的なワクチン接種証明

・新型コロナの影響を受ける方々への支援